

改定案（R8.3）	改定前（H28.3）
1 (5) 海岸保全事業の計画 2 ① 地域住民等の施設計画への参画の推進 3 海岸保全施設の整備による海岸の改変は、海岸背後に住む地域住民および沿 4 岸の水産利用を行っている漁業者、観光業を営んでいる人々、サーフィン等の 5 利用者等にとって重大な関心事である。 6 個別の海岸保全施設計画を策定する際は、地域住民をはじめ、関係する事業 7 者や利用者等の意向を確認し、協議するための開かれた場を設け、必要な防護 8 水準や施設に求める機能などについて理解を深めるとともに、地域における海 9 岸の多様な利用状況や海岸における地域固有の文化・伝統、知恵などの地域の 10 実情を共有し、住民や関係者等が一体となった計画の策定に努める。 11 さらに、地域における海岸づくりが良好なかたちで引き継がれていくよう、 12 策定した計画や検討の際の配慮事項等についての情報発信に努める。 13 写真 3.12 に住民説明会の様子を示す。 14 (日立市) (鹿嶋市) 15  16 写真 3.12 住民説明会の様子 17 ② 関係事業者や市町村との連携 18 海岸域では、海岸法以外の法律に基づく事業も行われており、海岸沿いの道 19 路や保安林、保安施設（通称：保安林護岸）の整備などは、それぞれの事業目 20 的を果たすと同時に、津波や波浪による海水の浸入を防ぐなどの背後地の防護 21 の役割を果たしている。その一方で、砂浜海岸における護岸等の整備は、その 22 設置位置や構造により沿岸漂砂に影響を及ぼし侵食傾向を助長しかねない問題 23 となる可能性もある。 24 したがって、一連の防護区域において海岸保全施設と連続して設置される施 25 設整備については、既存の会議等を通じて、関係事業者間で事業の目的や施設 26 計画等を事前に把握し、お互いに協力し合いながら柔軟な対応に努める。特に、 27 気候変動の影響による将来変化を踏まえた津波・高潮および侵食によって生じ 28 る様々な地域のリスクについて、地元関係者等と共有した上で、地域に根ざし 29 たきめ細やかな海岸管理を推進するため、地域の実情に詳しい地元市町村との 30 連携強化に努める。 31 32 33 34 35 36 37 78	1 (5) 海岸保全事業の計画 2 ① 地域住民等の施設計画への参画の推進 3 海岸保全施設の整備による海岸の改変は、海岸背後に住む地域住民および沿 4 岸の水産利用を行っている漁業者、観光業を営んでいる人々、サーフィン等の 5 利用者等にとって重大な関心事である。 6 個別の海岸保全施設計画を策定する際は、地域住民をはじめ、関係する事業 7 者や利用者等の意向を確認し、協議するための開かれた場を設け、必要な防護 8 水準や施設に求める機能などについて理解を深めるとともに、地域における海 9 岸の多様な利用状況や海岸における地域固有の文化・伝統、知恵などの地域の 10 実情を共有し、住民や関係者等が一体となった計画の策定に努める。 11 さらに、地域における海岸づくりが良好なかたちで引き継がれていくよう、 12 策定した計画や検討の際の配慮事項等についての情報発信に努める。 13 写真 3.12 に住民説明会の様子を示す。 14 (日立市) (鹿嶋市) 15  16 写真 3.12 住民説明会の様子 17 ② 関係事業者や市町村との連携 18 海岸域では、海岸法以外の法律に基づく事業も行われており、海岸沿いの道 19 路や保安林、保安施設（通称：保安林護岸）の整備などは、それぞれの事業目 20 的を果たすと同時に、津波や波浪による海水の浸入を防ぐなどの背後地の防護 21 の役割を果たしている。その一方で、砂浜海岸における護岸等の整備は、その 22 設置位置や構造により沿岸漂砂に影響を及ぼし侵食傾向を助長しかねない問題 23 となる可能性もある。 24 したがって、一連の防護区域において海岸保全施設と連続して設置される施 25 設整備については、既存の連絡調整会議等を通じて、関係事業者間で事業の目 26 的や施設計画等を事前に把握し、お互いに協力し合いながら柔軟な対応に努め 27 る。また、地域に根ざしたきめ細やかな海岸管理を推進するため、地域の実情 28 に詳しい地元市町村との連携強化に努める。 29 30 31 32 33 34 35 36 37 71

改定案（R8.3）		改定前（H28.3）	
1	③ 防護・環境・利用のトレードオフへの対応	1	③ 防護・環境・利用のトレードオフへの対応
2	海岸保全施設の設計や整備・維持管理においては、砂浜、岩礁、海食崖、人	2	海岸保全施設の設計や整備・維持管理においては、砂浜、岩礁、海食崖、人
3	工海岸などの海岸性状に応じて、主要防護機能のほか利用面や環境面などの海	3	工海岸などの海岸性状に応じて、主要防護機能のほか利用面や環境面などの海
4	岸の機能の多様性への配慮を適切に行うとともに、多様な主体の参加・連携に	4	岸の機能の多様性への配慮を適切に行うとともに、多様な主体の参加・連携に
5	より地域の意見を的確に反映させていくことが重要である。そのため、既往資	5	より地域の意見を的確に反映させていくことが重要である。そのため、既往資
6	料の収集、関連データの入手、関係者や専門家、地元有識者などへのヒアリン	6	料の収集、関連データの入手、関係者や専門家、地元有識者などへのヒアリン
7	グ（考慮すべき事項、施工時期等）等により、海岸の状況変化や最新の現地状	7	グ等により、海岸の状況変化や最新の現地状況、避けるべき環境変化等の把握
8	況、避けるべき環境変化等の把握に努める。	8	に努める。
9	事業の計画にあたっては、地域が一体となった効果的、効率的な整備を推進	9	事業の計画にあたっては、地域が一体となった効果的、効率的な整備を推進
10	するため、防護、環境、利用のトレードオフの関係を整理し、海岸づくりの目	10	するため、防護、環境、利用のトレードオフの関係を整理し、海岸づくりの目
11	標を設定する。さらに、海岸保全施設の配置計画に当たっては、時間的、空間	11	標を設定する。さらに、海岸保全施設の配置計画に当たっては、時間的、空間
12	的な連続性をもつという海岸環境の特性に留意しつつ、防護、利用、環境それ	12	的な連続性をもつという海岸環境の特性に留意しつつ、防護、利用、環境それ
13	ぞれの面での利点と欠点、施工性、経済性等について、複数の代替案を慎重に	13	ぞれの面での利点と欠点、施工性、経済性等について、複数の代替案を慎重に
14	比較、評価する。	14	比較、評価する。
15		15	
16	④ 対策効果のモニタリングの実施	16	④ 対策効果のモニタリングの実施
17	整備された海岸保全施設が期待された機能を果たしているか、海浜の安定状	17	整備された海岸保全施設が期待された機能を果たしているか、海浜の安定状
18	況や越波の抑制状況について当初見込んだ効果が得られているか、また、生態	18	況や越波の抑制状況について当初見込んだ効果が得られているか、また、生態
19	系への影響などについて、適正にモニタリングを行うとともに、その結果を基	19	系への影響などについて、適正にモニタリングを行うとともに、その結果に応
20	に概ね5年毎に検証を行い必要に応じて計画や施工方法を見直すなど順応的な	20	じて計画や施工方法を見直すなど順応的な管理(アダプティブ・マネジメント)
21	管理（アダプティブ・マネジメント）に努める。	21	に努める。
22	さらに、自然環境や地域における利用に対する整備の影響を監視し、地域の	22	さらに、自然環境や地域における利用に対する整備の影響を監視し、地域の
23	特性と調和した対策となるよう工夫・改善に努める。写真 3.13 に海底の地形	23	特性と調和した対策となるよう工夫・改善に努める。写真 3.13 に海底の地形
24	を計測する深浅測量、生態系について調べる生物調査の様子を示す。	24	を計測する深浅測量、生態系について調べる生物調査の様子を示す。
25	■深浅測量	25	■深浅測量
26		26	
27	■生物調査（汀線際）	27	■生物調査（汀線際）
28		28	
29		29	
30		30	
31	■生物調査（海域）	31	■生物調査（海域）
32		32	
33		33	
34		34	
35	■生物調査（採取した水生生物）	35	■生物調査（採取した水生生物）
36		36	
37	写真 3.13 深浅測量，生物調査の様子	37	写真 3.13 深浅測量，生物調査の様子
79		72	

改定案（R8.3）		改定前（H28.3）	
1	3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	1	3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項
2	（1）生物の生育，生息環境に配慮した海岸保全事業の推進	2	（1）生物の生育，生息環境に配慮した海岸保全事業の推進
3	海岸保全事業の推進にあたっては，生物多様性の保全の観点を踏まえ，多様	3	海岸保全事業の推進にあたっては，生物多様性の保全の観点を踏まえ，多様
4	な生態系の基盤となっている砂浜や岩礁，藻場など，貴重種を含めた海浜植物	4	な生態系の基盤となっている砂浜や岩礁，藻場など，貴重種を含めた海浜植物
5	の生育環境や浅海域を含めた生物の生息環境の保全に配慮しながら，海岸保全	5	の生育環境や浅海域を含めた生物の生息環境の保全に配慮しながら，海岸保全
6	施設の配置や形状を検討する。	6	施設の配置や形状を検討する。
7	特に，茨城沿岸北部の岩礁海岸は，磯の生物の貴重な生育・生息・繁殖の場，	7	特に，茨城沿岸北部の岩礁海岸は，磯の生物の貴重な生育・生息の場，アワ
8	アワビの好漁場となっていることから，それらに配慮した海岸保全施設整備が	8	ビの好漁場となっていることから，それらに配慮した海岸保全施設整備が不可
9	不可欠である。また，茨城沿岸南部の鹿島灘海岸の砂浜は，県の特産品となっ	9	欠である。また，茨城沿岸南部の鹿島灘海岸の砂浜は，県の特産品となってい
10	ているチョウセンハマグリ（鹿島灘はまぐり）の生育・生息・繁殖の場である	10	るチョウセンハマグリ（鹿島灘はまぐり）の生育・生息の場であることから，地
11	ことから，地元漁業協同組合の要望や専門家の意見を踏まえ，堆積域（港湾・	11	元漁業協同組合の要望や専門家の意見を踏まえ，堆積域（港湾・漁港内含む）
12	漁港内含む）から侵食域への養浜（サンドリサイクル，サンドバイパス）を一	12	から侵食域への養浜（サンドリサイクル，サンド
13	層推進する。	13	バイパス）を一層推進する。
14	また，砂丘を背後にもつ海岸の区間において	14	また，砂丘を背後にもつ海岸の区間において
15	は，砂丘は貴重な植物が生育する優れた自然環境であるという認識に立ち，保安林管理者およ	15	は，砂丘は貴重な植物が生育する優れた自然環境であるという認識に立ち，保安林管理者および背
16	び背後地の利用計画と協調して砂丘の維持に努める。写真 3.14 に，大洗港区海岸の砂浜と	16	後地の利用計画と協調して砂丘の維持に努める。
17	岩礁の様子を示す。	17	写真 3.14 に，（仮称）大洗港区海岸の砂浜と岩礁
18		18	の様子を示す。
19		19	
20		20	
21		21	（2）海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備
22	（2）海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備	22	優れた海岸景観や観光資源となっている海岸での事業実施にあたっては，当
23	優れた海岸景観や観光資源となっている海岸での事業実施にあたっては，当	23	該海岸及び背後地域のもつ自然特性や歴史的・文化的な背景，地域における景
24	該海岸及び背後地域のもつ自然特性や歴史的・文化的な背景，地域における景	24	観形成に配慮した海岸保全施設の整備に努める。
25	観形成に配慮した海岸保全施設の整備に努める。	25	特に，茨城沿岸北部の海岸域は，「いばらき広
26	特に，茨城沿岸北部の海岸域は，「いばらき広域景観づくり事業 県北海岸・	26	域景観づくり事業 県北海岸・溪谷エリア広域景
27	溪谷エリア広域景観形成プラン」における「県	27	観形成プラン」における「県北海岸・溪谷エリア」
28	北海岸・溪谷エリア」に位置づけられているこ	28	に位置づけられていることを踏まえ，眺望景観の
29	とを踏まえ，眺望景観の保全への配慮が必要で	29	保全への配慮が必要である。
30	ある。	30	写真 3.15 に，五浦地区海岸の観光資源に配慮
31	写真 3.15 に，五浦地区海岸の観光資源に配	31	した海岸保全施設の整備事例（人工リーフ）を示
32	慮した海岸保全施設の整備事例（人工リーフ）	32	す。
33	を示す。	33	写真 3.15 観光施設（六角堂）に配慮した海岸保全施設の整備
34	写真 3.15 観光施設（六角堂）に配慮した海岸保全施設の整備	34	
35		35	
36		36	
37		37	



写真 3.14 砂浜と岩礁



写真 3.15 観光施設（六角堂）に配慮した海岸保全施設の整備



写真 3.14 砂浜と岩礁



写真 3.15 観光施設（六角堂）に配慮した海岸保全施設の整備

(3) 海岸汚損の抑制

① 未処理の雑排水の流入

海への雑排水の直接の流入については、海水浴場など集客施設のある場所や、滞留の起こりやすい場所、景勝地、その他必要な箇所において、市町村と協力して発生源を特定するなど、水質の確保に努める。

② ごみの不法投棄

ごみの海岸への不法投棄については、市町村や関係機関と連携して監視に努める。

③ 原油および大規模流木の漂着

タンカーの座礁事故等による突発性の原油流出事故および洪水、台風等による大規模な流木、ごみ等の漂着については、海岸保全施設の機能を確保するため、国の助成制度を有効に活用しながら市町村と連携して必要な対応に努める。

④ 海岸漂着物処理対策

海岸漂着物処理にあたっては、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 30 年（2018）6 月 22 日）」に基づいた「茨城県海岸漂着物対策推進地域計画」（図 3.8）に則り、環境部局や市町村と連携して、発生抑制のための啓発活動や海岸漂着物の回収・処理に努める。

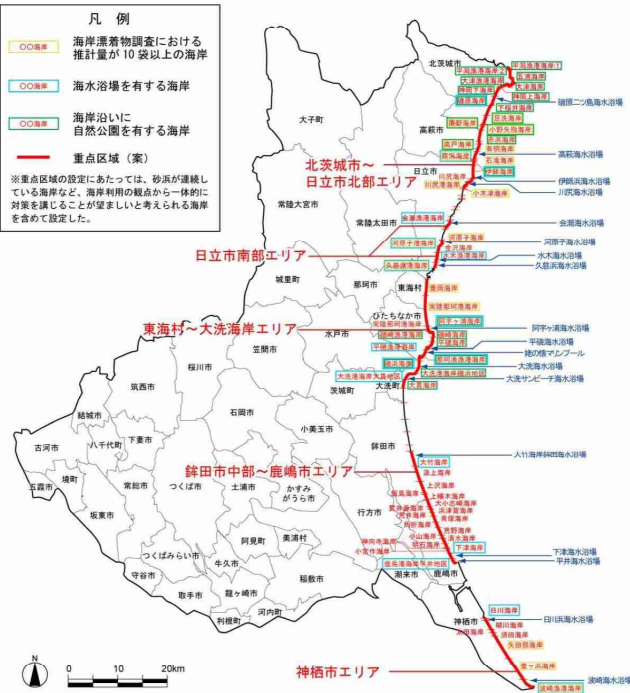


図 3.8 茨城県海岸漂着物対策推進地域計画における重点区域

(3) 海岸汚損の抑制

①未処理の雑排水の流入

海への雑排水の直接の流入については、海水浴場など集客施設のある場所や、滞留の起こりやすい場所、景勝地、その他必要な箇所において、市町村と協力して発生源を特定するなど、水質の確保に努める。

②ごみの不法投棄

ごみの海岸への不法投棄については、市町村や関係機関と連携して監視に努める。

③原油および大規模流木の漂着

タンカーの座礁事故等による突発性の原油流出事故および洪水、台風等による大規模な流木、ごみ等の漂着については、海岸保全施設の機能を確保するため、国の助成制度を有効に活用しながら市町村と連携して必要な対応に努める。

④海岸漂着物処理対策

海岸漂着物処理にあたっては「茨城県海岸漂着物対策推進地域計画」（図 3.8）に基づき、環境部局や市町村と連携して、発生抑制のための啓発活動や海岸漂着物の回収・処理に努める。

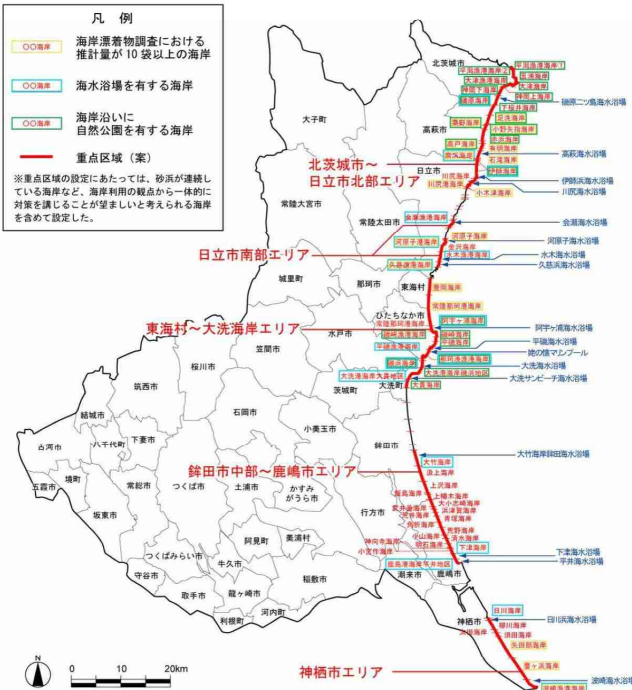


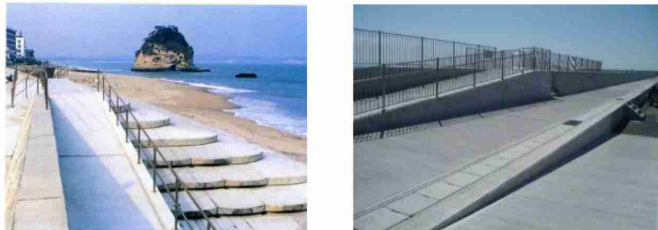
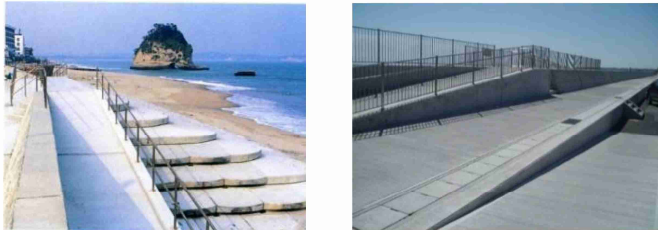
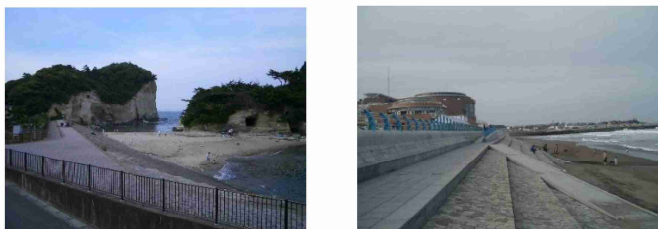
図 3.8 茨城県海岸漂着物対策推進地域計画における重点区域

⑤座礁船舶の撤去

海岸保全区域内に座礁し放置された船舶がある場合は、海岸保全施設の損傷・汚損等の防止を図るため、船舶所有者に対し当該船舶の撤去等を命令するなど、適切な座礁船舶の撤去に努める。

改定案（R8.3）		改定前（H28.3）	
1	(5) 海岸環境に関する情報の共有		
2	県の関係部局，市町村，大学や研究機関，水産試験場の学識者，研究者など		
3	の専門家，海岸環境の保全に係る活動団体や地元有識者，ミュージアムパーク		
4	茨城県自然博物館，アクアワールド茨城県大洗水族館などと連携し，海岸環境		
5	に関する情報の収集・整理を行い，保全すべき海岸環境について関係者間の情		
6	報共有に努める。		
7	また，沿岸域の生態系への影響が懸念される大規模事業（大型風力発電等）		
8	については，環境影響評価等の海岸環境の保全に関わる情報収集に努める。		
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
	83		

改定案（R8.3）		改定前（H28.3）	
1	3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	1	3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
2	(1) 地域振興との連携・調和	2	(1) 地域振興との連携・調和
3	背後の地域社会への貢献のために、観光振興方策などの地域振興計画をはじめ、	3	背後の地域社会への貢献のために、観光振興方策などの地域振興計画をはじめ、
4	漁業利用や港湾・漁港利用、レクリエーション利用ならびに地域住民の生活環境	4	漁業利用や港湾・漁港利用、レクリエーション利用ならびに地域住民の生活環境
5	や文化継承としての利用と海岸保全施設の整備との連携・調和を図る。	5	としての利用と海岸保全施設の整備との連携・調和を図る。
6	また、県と市町村が連携して、地域の特性に応じて、案内板・駐車場・トイレ等の整備に努める。	6	また、県と市町村が連携して、地域の特性に応じて、案内板・駐車場・トイレ等の整備に努める。
7	写真 3.18 に駐車場・歩道・トイレ・四阿（あずまや）の整備の例を示す。	7	写真 3.18 に駐車場・歩道・トイレ・四阿（あずまや）の整備の例を示す。
8		8	
9		9	
10	(平潟漁港海岸 北茨城市)	10	(平潟漁港海岸 北茨城市)
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16	(鹿島港海岸平井地区 鹿島市)	16	(鹿島港海岸平井地区 鹿島市)
17		17	
18		18	
19		19	
20		20	
21		21	
22	写真 3.18 駐車場・歩道・トイレ・四阿（あずまや）の整備	22	写真 3.18 駐車場・歩道・トイレ・四阿（あずまや）の整備
23		23	
24	(2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり	24	(2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり
25	地域における海岸の利用，行事が引き継がれていくことで，海岸の環境や地	25	地域における海岸の利用，行事が引き継がれていくことで，海岸の環境や地
26	域の暮らし，人と海岸のつながりが保たれてきたという側面があることに留意	26	域の暮らし，人と海岸のつながりが保たれてきたという側面があることに留意
27	し，地域における海岸利用に配慮した海岸保全施設の整備に努める。	27	し，地域における海岸利用に配慮した海岸保全施設の整備に努める。
28		28	
29		29	
30		30	
31		31	
32		32	
33		33	
34		34	
35		35	
36		36	
37		37	
84		76	

改定案（R8.3）	改定前（H28.3）
1 (3) 海辺への円滑なアクセスの確保 2 堤防等の防災機能を維持しつつ、海辺へのアクセスが分断されないように、 3 階段やスロープを適宜取り付けることにより海浜へのアクセスを確保するとと 4 もに、背後の道路整備等との連携を図り、海岸の利便性を高める。従前より生 5 活の一部として海岸が利用されてきた海辺の集落等においては、高齢者等も海 6 辺に行きやすいような工夫を行うなど、海辺のユニバーサルデザインの推進に 7 努める。写真 3.19に海辺への円滑なアクセスの整備の例を示す。 8 (磯原地区海岸 北茨城市) (有明地区海岸 高萩市) 9  10 11 12 13 14 15 写真 3.19 海辺への円滑なアクセスの整備 16 17 (4) 海岸保全施設の更新 18 既存施設の更新の際には、地域に根付く海岸の利用や行事、観光・レクリエ 19 ーション利用、生物の生息環境の回復やユニバーサルデザインの観点に配慮し、 20 新しいタイプの保全施設や、背後地と連携する複合機能を持たせた施設の整備 21 についても十分検討する。写真 3.20に周辺の観光利用にも配慮した海岸保全 22 施設整備の例を示す。 23 ただし、利用に配慮するあまり、砂浜が階段護岸や緩傾斜護岸の表法面に覆 24 われ、動植物の生息場所が消失するなど、その整備が周辺地形や環境に大きな 25 影響を及ぼすだけでなく、表法勾配を緩くすることが逆に波の打ち上がりの増 26 大を招く場合もあること、また、砂浜への構造物の設置は漂砂を阻害し侵食を 27 誘発する危険性があることに十分留意し適切な対応に努める。 28 29 (高戸地区海岸 高萩市) (磯浜地区海岸 大洗町) 30  31 32 33 34 35 写真 3.20 周辺の観光利用にも配慮した海岸保全施設整備 36 37	1 (3) 海辺への円滑なアクセスの確保 2 堤防等によって、海辺へのアクセスが分断されないように、階段やスロープ 3 を適宜取り付けることにより海浜へのアクセスを確保するとともに、背後の道 4 路整備等との連携を図り、海岸の利便性を高める。従前より生活の一部として 5 海岸が利用されてきた海辺の集落等においては、高齢者等も海辺に行きやす 6 いような工夫を行うなど、海辺のユニバーサルデザインの推進に努める。写真 3.19 7 に海辺への円滑なアクセスの整備の例を示す。 8 (磯原地区海岸 北茨城市) (有明地区海岸 高萩市) 9  10 11 12 13 14 15 写真 3.19 海辺への円滑なアクセスの整備 16 17 (4) 海岸保全施設の更新 18 既存施設の更新の際には、地域に根付く海岸の利用や行事、観光・レクリエ 19 ーション利用、生物の生息環境の回復やユニバーサルデザインの観点に配慮し、 20 新しいタイプの保全施設や、背後地と連携する複合機能を持たせた施設の整備 21 についても十分検討する。写真 3.20に周辺の観光利用にも配慮した海岸保全 22 施設整備の例を示す。 23 ただし、利用に配慮するあまり、砂浜が階段護岸や緩傾斜護岸の表法面に覆 24 われ、動植物の生息場所が消失するなど、その整備が周辺地形や環境に大きな 25 影響を及ぼすだけでなく、表法勾配を緩くすることが逆に波の打ち上がりの増 26 大を招く場合もあること、また、砂浜への構造物の設置は漂砂を阻害し侵食を 27 誘発する危険性があることに十分留意し適切な対応に努める。 28 29 (高戸地区海岸 高萩市) (磯浜地区海岸 大洗町) 30  31 32 33 34 35 36 写真 3.20 周辺の観光利用にも配慮した海岸保全施設整備 37

改定案（R8.3）	改定前（H28.3）
(5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上 地域の要請を踏まえ、県と市町村の役割分担を明確にし、海岸利用者、特に近年その数が多いサーフィン愛好者等のマリンスポーツ目的の海岸利用者の利便性の向上に努める。その際、トイレ、ごみ捨て場、駐車場等の利便施設の利用実態とその維持管理の実情を踏まえ、市町村と連携し、地域活性化にも配慮するとともに、集落内の衛生と安全の確保を図るなど海岸集落の快適性の向上に努める。写真 3.21 に管理用通路への違法駐車を示す。 (鹿嶋市)  (鹿嶋市)  写真 3.21 管理用通路への違法駐車 (6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり 海岸においては、海水浴、サーフィン、釣り等が競合する問題、また海面においては漁業とレジャー船舶やジェットスキー等のマリンスポーツとの利用上のトラブルが見られるため、関係機関との調整により適切な利用が図られるように努める。 さらに、安全な海岸利用を促進するため、関係機関と協力して水難事故等の発生防止および救助のための連携強化に努める。特に、鹿島灘海岸のヘッドランド周辺については、外国人も含めた海岸利用者への十分な注意喚起を行うなど、既存の連絡調整会議を活用し事故防止に向けた取組みに努める。 写真 3.22 に水難事故注意警告サインの設置例を示す。 ■水難事故注意警告サイン (鹿嶋市)  ■水難事故注意警告サイン（外国語）  写真 3.22 水難事故注意警告サインの設置例	(5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上 地域の要請を踏まえ、県と市町村の役割分担を明確にし、海岸利用者、特に近年その数が多いサーフィン愛好者等のマリンスポーツ目的の海岸利用者の利便性の向上に努める。その際、トイレ、ごみ捨て場、駐車場等の利便施設の利用実態とその維持管理の実情を踏まえ、市町村と連携し、地域活性化にも配慮するとともに、集落内の衛生と安全の確保を図るなど海岸集落の快適性の向上に努める。写真 3.21 に管理用通路への違法駐車を示す。 (鹿嶋市)  (鹿嶋市)  写真 3.21 管理用通路への違法駐車 (6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり 海岸においては海水浴、サーフィン、釣り等が競合する問題、また海面においては漁業とレジャー船舶やジェットスキー等のマリンスポーツとの利用上のトラブルが見られるため、関係機関との調整により、適切な利用が図られるように努める。 さらに、安全な海岸利用を促進するため、関係機関と協力して水難事故等の発生防止および救助のための連携強化に努める。特に、鹿島灘海岸のヘッドランド周辺については、外国人も含めた海岸利用者への十分な注意喚起を行うなど、既存の連絡調整会議を活用し事故防止に向けた取組みに努める。 写真 3.22 に水難事故注意警告サインの設置例を示す。 ■水難事故注意警告サイン (鹿嶋市)  ■水難事故注意警告サイン(外国語)  写真 3.22 水難事故注意警告サインの設置例

(7) 海岸の魅力の発信

眺望や自然の景観に恵まれた茨城沿岸の海岸は、近年、映画やテレビドラマ、CMのロケ地に使用されるなど、内外への露出も盛んになっている。

県や市町村のフィルムコミッションをはじめ、関係部局や地域で行われている海岸に関する活動と連携するなど、地域の関心を高め、茨城の海岸利用の活性化に向けた海岸の魅力の発信に積極的に努める。

写真 3.23 に赤浜地区海岸（高萩市）におけるロケの様子を、図 3.9 には民間事業者による海岸利用例を示す。

(赤浜地区海岸 高萩市)



写真提供：NPO高萩ロケーションサービス

写真 3.23 海岸のロケ地利用状況



図 3.9 民間事業者による海岸利用の例

出典：国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室 海岸利用の支援を担う行政関係者の方々へ
海岸利用の活性化に向けたナレッジ集 Ver2.1 (令和 6 年 10 月)
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kouhou/sabo_kaigan/pdf/knowledge.pdf

(7) 海岸の魅力の発信

眺望や自然の景観に恵まれた茨城沿岸の海岸は、近年、映画やテレビドラマ、CMのロケ地に使用されるなど、内外への露出も盛んになっている。

県や市町村のフィルムコミッションをはじめ、関係部局や地域で行われている海岸に関する活動と連携するなど、茨城の海岸の魅力の発信に積極的に努める。

写真 3.23 に赤浜地区海岸（高萩市）におけるロケの様子を示す。

(赤浜地区海岸 高萩市)



写真提供：NPO高萩ロケーションサービス

写真 3.23 海岸のロケ地利用状況